

# 琴浦町放課後児童クラブ運営業務委託事業

## プロポーザル審査基準

### 1 基本事項

琴浦町放課後児童クラブ事業を委託する業者を公募により募集し、琴浦町放課後児童クラブ運営事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において審査し、決定する。

審査点は、別紙「琴浦町放課後児童クラブ運営業務委託事業プロポーザル審査基準表」（以下「基準表」という。）に従い採点を行う。

### 2 配点

評価項目に 200 点を配分し、満点を 200 点とする。

### 3 審査点の算出

審査点の算出は、原則として採点者の点数を平均し算出する。

評価項目は、基準表に示す配点に応じて採点する。

### 4 評価の方法

審査点を算出し、最も高い者を事業者として選定する。

審査点が最も高い者が複数ある場合は、選考委員会の各委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計得点の優劣を付け決定する。

参加者が 1 者のみであった場合においても、審査し、適正な者であれば候補者として選定する。